

令和3年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(令和3年度11月補正予算等関係)

警察本部

令和3年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】 (一般会計)

警察本部

議案番号	件 名	課名等	頁
議案第1号	令和3年度鳥取県一般会計補正予算(第8号)		
	1 債務負担行為に関する調書	/	3～4

【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件 名	課名等	頁
議案第12号	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例	生活安全 企画課	5～8

(報告)

報告番号	件 名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和3年11月16日専決)	監 察 課	9
	(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和3年11月16日専決)	監 察 課	10

議案第1号

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	地方債	その他	
令和3年度 安全運転講習費	会計課	千円 27,986		千円	令和4年度から 令和5年度まで	千円 27,986	千円	千円	千円	千円
令和3年度 警察証明事務取扱費	会計課	81,184			令和4年度から 令和5年度まで	81,184			81,184	
令和3年度 運転免許・認知症等運 転者対策費	会計課	17,542			令和4年度から 令和5年度まで	17,542			17,542	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	課名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
				期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
								国庫支出金	地方債	その他	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
令和3年度 警察職員費	会計課	補正前	16,969			令和4年度	16,969			16,969	
		補正	12,375			令和4年度から 令和6年度まで	12,375				12,375
		補正後	29,344			令和4年度から 令和6年度まで	29,344			16,969	12,375
令和3年度 警察財産管理費	会計課	補正前	110,458			令和4年度	110,458		82,000		28,458
		補正	48,448			令和4年度から 令和6年度まで	48,448				48,448
		補正後	158,906			令和4年度から 令和6年度まで	158,906		82,000		76,906
令和3年度 一般警察活動・人材育成費	会計課	補正前	956			令和4年度から 令和7年度まで	956	196			760
		補正	840			令和4年度	840	420			420
		補正後	1,796			令和4年度から 令和7年度まで	1,796	616			1,180
令和3年度 鑑識活動運営費	会計課	補正前	47,943			令和4年度から 令和10年度まで	47,943				47,943
		補正	1,995			令和4年度から 令和6年度まで	1,995				1,995
		補正後	49,938			令和4年度から 令和10年度まで	49,938				49,938
令和3年度 交通指導取締費	会計課	補正前	152,948			令和4年度から 令和9年度まで	152,948				152,948
		補正	15,074			令和4年度から 令和5年度まで	15,074			14,000	1,074
		補正後	168,022			令和4年度から 令和9年度まで	168,022			14,000	154,022
令和3年度 交通安全施設整備費 (信号機等整備事業)	会計課	補正前	8,800			令和4年度から 令和9年度まで	8,800				8,800
		補正	54,879			令和4年度	54,879				54,879
		補正後	63,679			令和4年度から 令和9年度まで	63,679				63,679

条例名等	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例																																																						
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正され、クロスボウを所持しようとする者は公安委員会の許可を受けなければならないこととされたこと等に伴い、これらの新たな事務について新たに手数料を徴収する。</p> <p>2 概要 (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">事務の区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">手数料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ア クロスボウの所持の許可</td> <td>(ア) 現に許可を受けてクロスボウを所持する者に対するもの</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">6,800円</td> </tr> <tr> <td>同時に複数のクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">4,300円</td> </tr> <tr> <td>(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">10,500円</td> </tr> <tr> <td>同時に複数のクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">6,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イ クロスボウの取扱いに関する講習の実施</td> <td>(ア) 現に許可を受けてクロスボウを所持する者に対するもの</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ウ 国際競技に参加するため入国する外国人に対するクロスボウの所持の許可</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">3,900円</td> </tr> <tr> <td>同時に複数のクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">1,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">エ クロスボウの所持の許可の更新</td> <td>(ア) 新たな許可証の交付を伴うもの</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">7,200円</td> </tr> <tr> <td>同時に複数のクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の許可の更新及び同時にクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の許可の更新</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">4,800円</td> </tr> <tr> <td>(イ) 新たな許可証の交付を伴わないもの</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">6,800円</td> </tr> <tr> <td>同時に複数のクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の許可の更新及び同時にクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の許可の更新</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">4,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">オ クロスボウの射撃練習を行う資格の認定</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">9,300円</td> </tr> <tr> <td>同時に複数のクロスボウの射撃練習を行う資格の認定を受けようとする場合の2件目以後の認定</td> <td style="text-align: center;">1 件につき</td> <td style="text-align: right;">5,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日は、令和4年3月15日とする。</p>			事務の区分	手数料		単位	金額	ア クロスボウの所持の許可	(ア) 現に許可を受けてクロスボウを所持する者に対するもの	1 件につき	6,800円	同時に複数のクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可	1 件につき	4,300円	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1 件につき	10,500円	同時に複数のクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可	1 件につき	6,700円	イ クロスボウの取扱いに関する講習の実施	(ア) 現に許可を受けてクロスボウを所持する者に対するもの	1 件につき	3,000円	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1 件につき	6,900円	ウ 国際競技に参加するため入国する外国人に対するクロスボウの所持の許可		1 件につき	3,900円	同時に複数のクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可	1 件につき	1,800円	エ クロスボウの所持の許可の更新	(ア) 新たな許可証の交付を伴うもの	1 件につき	7,200円	同時に複数のクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の許可の更新及び同時にクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の許可の更新	1 件につき	4,800円	(イ) 新たな許可証の交付を伴わないもの	1 件につき	6,800円	同時に複数のクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の許可の更新及び同時にクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の許可の更新	1 件につき	4,400円	オ クロスボウの射撃練習を行う資格の認定		1 件につき	9,300円	同時に複数のクロスボウの射撃練習を行う資格の認定を受けようとする場合の2件目以後の認定	1 件につき	5,600円
事務の区分	手数料																																																						
	単位	金額																																																					
ア クロスボウの所持の許可	(ア) 現に許可を受けてクロスボウを所持する者に対するもの	1 件につき	6,800円																																																				
	同時に複数のクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可	1 件につき	4,300円																																																				
	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1 件につき	10,500円																																																				
	同時に複数のクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可	1 件につき	6,700円																																																				
イ クロスボウの取扱いに関する講習の実施	(ア) 現に許可を受けてクロスボウを所持する者に対するもの	1 件につき	3,000円																																																				
	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1 件につき	6,900円																																																				
ウ 国際競技に参加するため入国する外国人に対するクロスボウの所持の許可		1 件につき	3,900円																																																				
	同時に複数のクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可	1 件につき	1,800円																																																				
エ クロスボウの所持の許可の更新	(ア) 新たな許可証の交付を伴うもの	1 件につき	7,200円																																																				
	同時に複数のクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の許可の更新及び同時にクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の許可の更新	1 件につき	4,800円																																																				
	(イ) 新たな許可証の交付を伴わないもの	1 件につき	6,800円																																																				
	同時に複数のクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の許可の更新及び同時にクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の許可の更新	1 件につき	4,400円																																																				
オ クロスボウの射撃練習を行う資格の認定		1 件につき	9,300円																																																				
	同時に複数のクロスボウの射撃練習を行う資格の認定を受けようとする場合の2件目以後の認定	1 件につき	5,600円																																																				

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数を徴収する。</p> <p>(1)～(22) 略</p> <p>(23) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃砲刀剣類取締法」という。）第4条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 現に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対するもの 1件につき6,800円</u> <u>(同時に複数のクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、4,300円)</u></p> <p><u>ウ ア及びイに掲げるもの以外のもの 1件につき10,500円（同時に複数の銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、6,700円）</u></p> <p>(23の2)・(24) 略</p> <p><u>(24の2) 銃砲刀剣類取締法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>ア 現に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対するもの 1件につき3,000円</u></p> <p><u>イ アに掲げるもの以外のもの 1件につき6,900円</u></p> <p>(25)・(25の2) 略</p> <p>(26) 銃砲刀剣類取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持の許可 1件につき3,900円（同時に複数の銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、1,800円）</p> <p>(27) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数を徴収する。</p> <p>(1)～(22) 略</p> <p>(23) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃砲刀剣類取締法」という。）第4条第1項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ アに掲げるもの以外のもの 1件につき10,500円（同時に複数の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、6,700円）</u></p> <p>(23の2)・(24) 略</p> <p>(25)・(25の2) 略</p> <p>(26) 銃砲刀剣類取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可 1件につき3,900円（同時に複数の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、1,800円）</p> <p>(27) 略</p>

(28) 銃砲刀剣類取締法第7条の3第2項の規定に基づく銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 猟銃又は空気銃に係る新たな許可証の交付を伴うもの 1件につき7,200円（同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の許可の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合の許可の更新については、1件につき4,800円）

イ クロスボウに係る新たな許可証の交付を伴うもの 1件につき7,200円（同時に複数のクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の許可の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の許可の更新については、1件につき4,800円）

ウ 猟銃又は空気銃に係る新たな許可証の交付を伴わないもの 1件につき6,800円（同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の許可の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合の許可の更新については、1件につき4,400円）

エ クロスボウに係る新たな許可証の交付を伴わないもの 1件につき6,800円（同時に複数のクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の許可の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可を受けようとする場合の許可の更新については、1件につき4,400円）

(29)～(30の4) 略

(30の5) 銃砲刀剣類取締法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定 1件につき9,300円（同時に複数の射撃練習を行う資格の認定を受けようとする場合の2件目以後の認定については、5,600円）

(31)～(70) 略

2 略

(28) 銃砲刀剣類取締法第7条の3第2項の規定に基づく銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 新たな許可証の交付を伴うもの 1件につき7,200円（同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合については、1件につき4,800円）

イ 新たな許可証の交付を伴わないもの 1件につき6,800円（同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の2件目以後の更新及び同時に銃砲刀剣類取締法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合については、1件につき4,400円）

(29)～(30の4) 略

(31)～(70) 略

2 略

附 則

この条例は、令和4年3月15日から施行する。

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和3年11月16日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和3年11月16日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金185,200円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 令和3年7月6日 午後4時3分頃</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市南隈地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、和解の相手方所有の普通乗用自動車に続いて信号待ちで停止していた際、ブレーキの踏み込みが不十分であったため前進し、前方で停止していた同車両に追突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償額 185,200円 うち、保険支払額155,200円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円） ・ 県側車両損害額 0円（修理不要）

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和3年11月16日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和3年11月16日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 島根県安来市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金295,504円を支払うものとする こと。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 令和3年7月14日 午前9時8分頃</p> <p>イ 事故発生場所 境港市昭和町地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県境港警察署所属の職員が、公務のため小型貨物自動車を運転中、駐車場内で後退した際、後方の安全確認を怠ったため、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償額 295,504円 うち、保険支払額265,504円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額3万円） ・ 県側車両損害額 69,216円 うち、県費支出額69,216円